

富士見市議会基本条例のイメージ

市民の負託に的確にこたえ、市民の暮らしの向上を目指します

市民と議会の関係

- ・市民の定義（第2条）
- ・市民との情報共有（第6条）
- ・議会報告会（第7条）
- ・調査制度の活用（第13条）
- ・議会広報の充実（第16条）

議会及び議員の活動原則

- ・目的（第1条）
- ・議会の活動原則（第3条）
- ・議員の活動原則（第4条）
- ・会派（第5条）

議会改革

- ・議員間の自由討議（第11条）
- ・調査制度の活用（第13条）

その他の規定

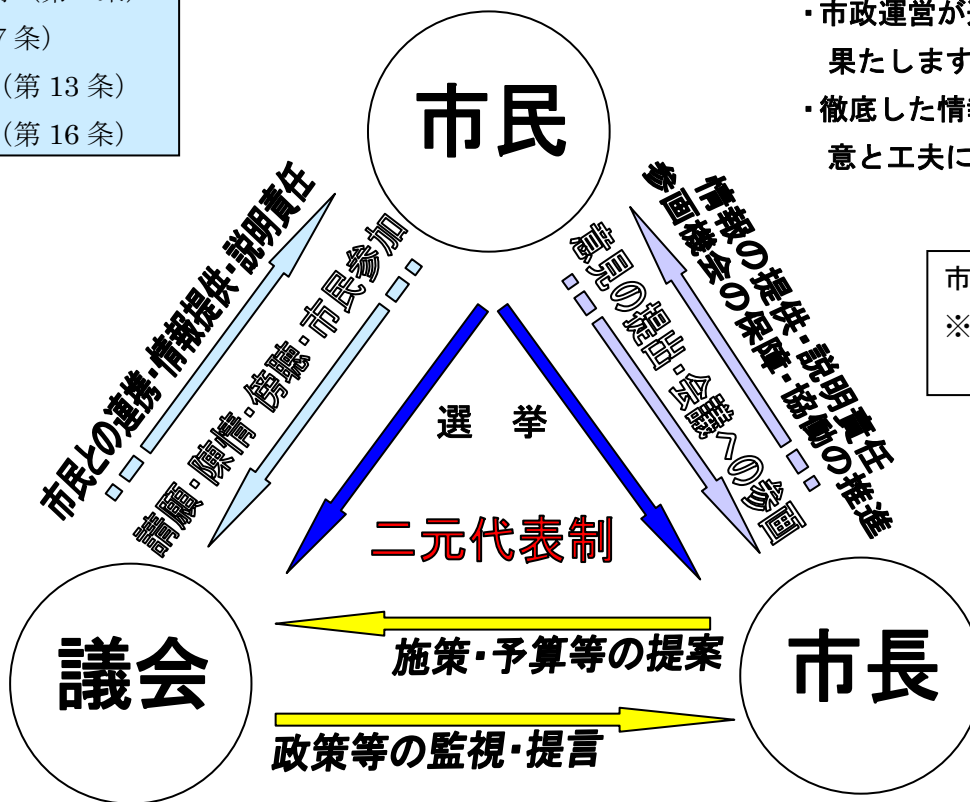
- ・政務調査費（第12条）
- ・議員研修の充実強化（第14条）
- ・議員図書室の充実（第15条）
- ・議会事務局の充実（第17条）
- ・議員の政治倫理（第18条）
- ・議員定数（第19条）
- ・議員報酬（第20条）
- ・最高規範性（第21条）
- ・見直し手続き（第22条）
- ・委任（第23条）

富士見市議会は・・・

- ・市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- ・市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を果たします。
- ・徹底した情報公開と市民の議会への参加を促す創意と工夫に努めます。

市民と市長との関係

※富士見市自治基本条例等で定めています



議会と市長等執行機関の関係

- ・議員と市長等執行機関の関係（第8条）
- ・重要な政策等の説明（第9条）
- ・地方自治法第96条第2項の議決事件（第10条）

二元代表制とは・・・

地方自治では、市長と議員は、市民によって直接選挙されるという制度をとっています。ともに市民を代表する市長と議会・議員が緊張関係を保ちながら、切磋琢磨しつつ市政運営を行っていくものです。